

桶川市学校教育情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内小・中学校における学校教育の情報化について、計画的かつ組織的に推進するため、桶川市学校教育情報化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項の調査、研究及び協議を行う。

- (1) 情報教育の充実に関すること。
- (2) 教科指導におけるICT活用の促進に関すること。
- (3) 校務の情報化の推進に関すること。
- (4) その他学校教育の情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内小・中学校の校長
- (2) 市内小・中学校の教頭
- (3) 市内小・中学校の主幹教諭
- (4) 市内小・中学校の教務主任
- (5) 市内小・中学校の情報教育主任
- (6) 教育部教育総務課の職員
- (7) 教育部学校支援課の職員
- (8) 教育部学務課の職員
- (9) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進委員会に委員長を置き、委員長には委員のうち市内小・中学校の校長の職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、委員長の承認を得て他の者を代理人として出席させることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育部学校支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。